

医療費や保険証、生活費がなくてもあきらめないで

使える制度が あります



国民健康保険証をもらえなくても

- ・15歳までの子どもには無条件で短期保険証が発行されます。
- ・15歳以上の人でも「医療を受ける必要がある」「医療費の支払いが困難」と、市役所や役場に申し出れば、緊急的対応として、短期保険証が発行されます。

高額療養費制度

- ・月の基準を超えた医療費が払い戻されます。
(入院給食一部負担金、差額ベッド代などは除きます)
- ・国民健康保険の方は市町村の国保課、健康保険の方は社会保険事務所で手続きします。
- ・「限度額適用認定証」の交付を受ければ基準額で医療が受けられます。

国民健康保険料（保険税）や自己負担分の減額・免除

災害、事業の休廃止、失業、生活困難などの事情があるとき、減額・免除や徴収猶予があります。市町村の国保課へ申請します。

生活福祉資金貸付

低所得者や障害者、高齢者が、生活や仕事で「独立自活」するために資金が必要なときに利用できます。所得制限がある場合や、連帯保証人が必要な場合があります。民生委員や市町村の社会福祉協議会に申し込みます。



最低限度の生活を営むだけの収入がなく、
手持ち金や貯金などもわずかになり、
生活に困窮したら、生活保護制度があります

- ・最低生活費が保障されます。
- ・医療は無料で受けられます。
- ・いまいる場所の市役所、役場に申請します。
- ・「若い」「住民票がない」「持ち家がある」などの事情があっても、困窮していれば受けられます。自家用車は保有も運転も厳しく制限されていますが、認められる場合もあります。

ご相談はお気軽に

取り扱い団体名
お問い合わせ先

発行者・お問い合わせ 山梨県社会保障推進協議会 TEL 055-222-5882 甲府市丸の内 2-9-28 6F